

入居について

入居期間

3年間となります。
入居後1年毎に事業状況の報告をお願いし、事業の進捗を確認させていただきます。

入居資格

- ① SOHO事業者として活動する方で入居時において当該事業を創業した日から創業後に5年を経過しない方。
 - ② 県がSOHO事業者を支援するために、知事が適当と認める事業を行う方。
- ※具体的な該当事業に関しては、お問い合わせください。

入居の応募方法

【事前相談】

入居を希望される場合は、申請される事業計画の内容等について、所定の申請書をご持参の上、事前に各SOHOオフィスへご相談ください。事前相談については予約が必要ですのでお問い合わせください。

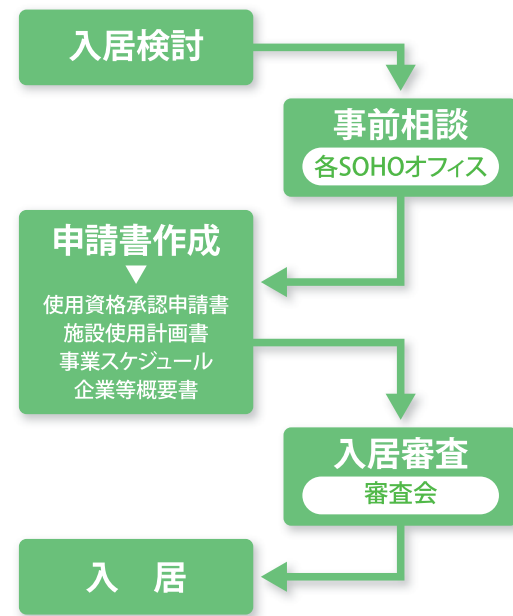
【資格承認の申請】

上記の事前相談終了後、所定の「使用資格承認申請書」、「施設使用計画書」、「事業計画書」、「事業スケジュール」、「企業等概要書」を、指定の添付書類とともに提出してください。(詳しくは記入要領をご参照ください。)

なお、申請書等の所定様式は、滋賀県SOHOビジネスオフィスサイトから、ダウンロードできます。

【ビジネスサポート入居者申請ガイド】

<https://www.soho-shiga.jp/facility/support/tenant-guide>



詳しくは滋賀県SOHOビジネスオフィスサイトでご確認ください

<http://www.soho-shiga.jp/>

滋賀県SOHOビジネスオフィス

検索

滋賀県SOHOビジネスオフィスのWebサイトでは「支援事業助成制度」「イベント・セミナー情報」「入居者情報」「Q & A」などの情報を掲載しています。

SOHOメールマガジンも発行しています

起業や経営に役立つ情報やセミナー情報を定期的に配信していますので、是非ご登録ください。
滋賀県SOHOビジネスオフィスサイト [<http://www.soho-shiga.jp/>] からご登録いただけます。



滋賀県SOHOビジネスオフィスサイト

お問い合わせ

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

中小企業活性化推進係

TEL. 077-528-3733

E-mail: fd00@pref.shiga.lg.jp

HP: <http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/index.html>

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

創業支援課

TEL. 077-511-1412

E-mail: in@shigaplaza.or.jp

HP: <http://www.shigaplaza.or.jp>

滋賀県
インキュベーションオフィス

[創業支援型ビジネスオフィス]

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

滋賀県インキュベーションオフィス(創業支援型ビジネスオフィス)ここが魅力!

草津SOHO

米原SOHO

事業活動を強力にサポート

インキュベーションマネージャーが常駐しており、事業活動に関する相談体制を整えています。また、ビジネスに関する支援制度や専門家紹介、交流イベントやマッチング事業の案内など、ビジネスチャンス獲得のための支援も行います。

事業者交流・連携をサポート

場の提供だけでなく、人との繋がりを大切にしています。入居者が実施する事業者同士の交流や情報交換のイベントをサポートし、事業者相互の連携を深め、ネットワーク形成を促します。

ビジネスオフィスセミナーを開催

ビジネスプラン作成やマーケティングなど様々なセミナーを開催し、事業展開を支援します。

共有スペース等 充実したオフィス環境

各施設とも総合受付を設け、来訪者に対応します。また、会議室・商談コーナーや交流コーナーなどの共有スペースも充実しています。

草津SOHOビジネスオフィス

〒525-0032
滋賀県草津市大路1-1-1 エルティ932・4F
TEL.077-566-8121 / FAX.077-566-8141
e-mail:kusatsu@soho-shiga.jp
《アクセス:草津駅東口より徒歩1分》



米原SOHOビジネスオフィス

〒521-0016
滋賀県米原市下多良2-137 文化産業交流会館・4F
TEL.0749-52-9200 / FAX.0749-52-9211
e-mail:maibara@soho-shiga.jp
《アクセス:米原駅西口より徒歩5分》

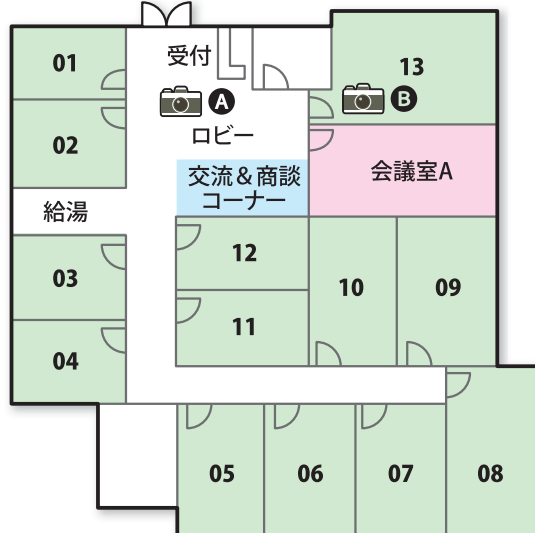


■使用料金(税込)

エリア	区画	面積(m ²)	1月につき
Aエリア	01	15.00	30,900円
	02	17.42	35,900円
	03	17.42	35,900円
	04	17.42	35,900円
	05	21.28	43,700円
	06	21.71	44,700円
	07	21.71	44,700円
	08	26.47	54,400円
	09	18.96	39,000円
	10	21.60	44,500円
	11	16.20	33,400円
	12	16.20	33,400円
	13	24.55	50,600円
Bエリア	14	18.95	39,000円
	15	18.27	37,600円
	16	21.48	44,300円
	17	17.43	35,900円
	18	18.30	37,800円
	19	26.79	55,200円
	20	19.41	39,900円

※別途、光熱費は実費を徴収させていただきます。

Aエリア

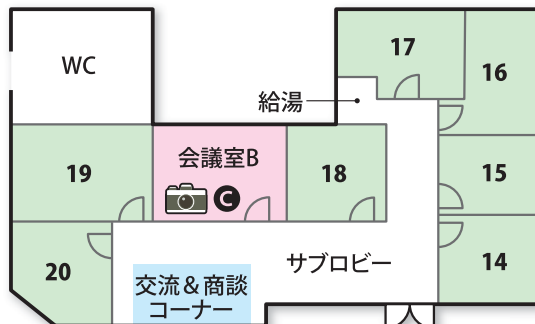


📷 A:受付



📷 B:オフィス

Bエリア

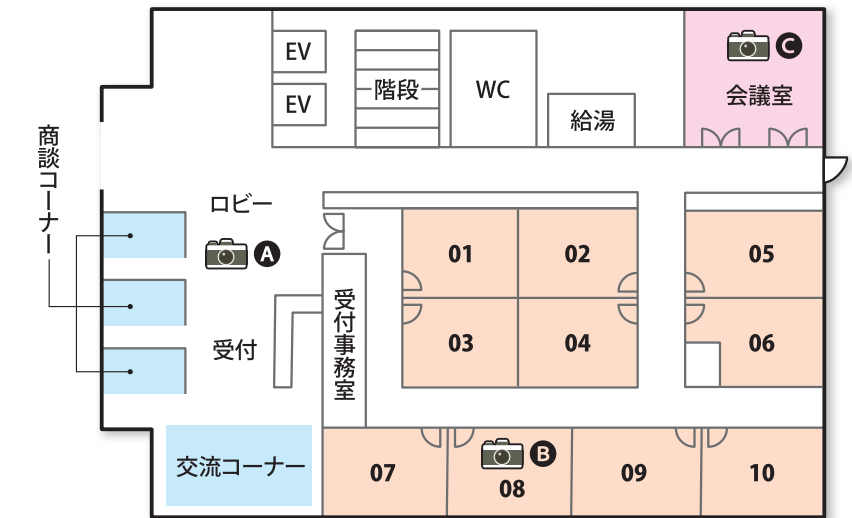


📷 C:会議室B

■使用料金(税込)

区画	面積(m ²)	1月につき
01	17.68	24,700円
02	18.07	25,100円
03	17.55	24,600円
04	17.55	24,600円
05	20.19	28,300円
06	17.25	24,200円
07	18.75	26,200円
08	17.34	24,300円
09	17.34	24,300円
10	18.14	25,300円

※別途、光熱費は実費を徴収させていただきます。



📷 A:受付



📷 B:オフィス



📷 C:会議室

ビジネスオフィス使用料金改定のお知らせ

2019年10月1日より草津SOHO・米原SOHO ビジネスオフィスの使用料金を下記のとおり改定いたします。

【草津SOHO】※ひと月につき（税込）

区画	改定前（円）	改定後（円）
1	28,900	30,900
2	33,600	35,900
3	33,600	35,900
4	33,600	35,900
5	40,900	43,700
6	41,800	44,700
7	41,800	44,700
8	50,900	54,400
9	36,500	39,000
10	41,600	44,500

区画	改定前（円）	改定後（円）
11	31,200	33,400
12	31,200	33,400
13	47,300	50,600
14	36,500	39,000
15	35,200	37,600
16	41,400	44,300
17	33,600	35,900
18	35,300	37,800
19	51,600	55,200
20	37,300	39,900

【米原SOHO】※ひと月につき（税込）

区画	改定前（円）	改定後（円）
1	23,100	24,700
2	23,500	25,100
3	23,000	24,600
4	23,000	24,600
5	26,500	28,300
6	22,600	24,200
7	24,500	26,200
8	22,700	24,300
9	22,700	24,300
10	23,700	25,300